

保険料平準払契約に関する解約のお取扱い

★ご不明な点などあります際は、お手続き前に必ず弊社コールセンターへお問合せください。

契約者は、将来に向かって契約を解約することができます。この場合、会社は、解約払戻金があるときはこれを契約者に支払います。解約請求をするときは、請求手続きに必要な書類を会社に提出してください。

【保険料平準払契約に関するお取扱い】

【払戻金の支払】

解約払戻金は、保険料払込期間中の場合にはその保険料を払い込んだ年月数により、保険料払込済の場合にはその経過した年月数により計算します。

【新逡増定期保険・介護保障逡増定期保険・逡増定期保険で初期低解約払戻金特則または初期低解約払戻金特則（Ⅱ）が適用されている場合】

1. 低解約払戻金型の場合は、上記の払戻金の支払にかかわらず、上記払戻金の支払にて計算した解約払戻金に低解約払戻期間における低解約払戻金割合を乗じて得た金額が解約払戻金の金額となります。
2. 低解約払戻期間中に保険年度が変わった場合でも、その変わった保険年度に属する保険料の払込がないときは、前保険年度の低解約払戻金割合の期間に属するものとして前項の規定を適用します。
3. 低解約払戻期間中のすべての保険料が払い込まれている場合でも、低解約払戻期間の最終保険年度の翌保険年度に属する保険料の払込がないときは、低解約払戻期間の最終保険年度の低解約払戻割合の期間に属するものとして第1項の規定を適用します。

【外貨建個人年金保険・予定利率金利連動型外貨建個人年金保険にご加入の場合】

保険料の一括払の円払込額に残額がある場合は、解約払戻金と同一口座へご返金いたします。

保険料一時払契約に関する解約のお取扱い

★ご不明な点などあります際は、お手続き前に必ず弊社コールセンターへお問合せください。

契約者は、将来に向かって契約を解約することができます。この場合、会社は、解約払戻金があるときはこれを契約者に支払います。解約請求をするときは、請求手続きに必要な書類を会社に提出してください。

【保険料一時払契約に関するお取扱い】

〔生存保障重視特則付指定通貨建個人年金保険にご加入の場合〕

- ✓ 死亡保障を抑制している期間中の解約払戻金は、死亡給付金額を限度とした金額となります。

〔外貨建一時払終身医療保険（低解約払戻金型）にご加入の場合〕

- ✓ 保険期間中の解約払戻金は抑制されており、契約日からの経過年数が30年未満における解約の場合、解約払戻金額は一時払保険料相当額より少ない金額となります。

〔一時払3大疾病保険（初期低解約払戻金型）にご加入の場合〕

- ✓ 第1保険期間中（契約日から7年間）の解約払戻金額は、死亡給付金・高度障害給付金・健康還付給付金に対応する部分を除き、解約払戻金を抑制しない場合の解約払戻金額の80%となり、一時払保険料を下回ります。

〔外貨建て商品にご加入の場合〕

- ✓ 解約払戻金を「円」でお支払いするため、主契約に応じて円支払特約/円支払特約（Ⅱ）/円換算特約を付加します。
- ✓ 解約払戻金を「円」でお支払いするため、弊社所定の為替レートを適用し円換算されます。